一般社団法人石川県バスケットボール協会 謝金等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人石川県バスケットボール協会(以下「本協会」)が支払う謝金 等について必要な事項を定めることを目的とする。

(労務内容及び支給対象者)

第2条 諸謝金の対象労務の内容及び支給対象者については、別表に定めるとおりとする。ただ し、関係先等から別途謝金等が支払われる場合は支給しないものとする。

(諸謝金の対象となる会議等)

第3条 諸謝金の対象となる会議等は、理事会が本協会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議等とする。

(支払)

第4条 諸謝金は、支給対象者本人に対して支払うものとする。

(雑則)

- 第5条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関して必要な事項は専務理事が定める。
- 2 第2条の規定に関わらず特別な事情がある場合は、専務理事の決裁により金額を調整することができる。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

労務内容	支給対象者	単 価	備考
競技大会	医師	30,000 円/日	
	看護師	10,000 円/日	
	審判	1,000円/試合	
	運営スタッフ	1,000円/日	
講習会・研修会	医師	30,000 円/日	
	看護師	10,000 円/日	
	講師	30,000 円/日	外部講師
	講師 (内部)	2,000 円/時間	本協会講師
	運営スタッフ	1,000円/日	
備考	1 その他、競技大会・会議・講習会・各種事業運営等において、参加者		
	等に諸謝金を支給する必要が生じた場合は、1日3,000円を限度に支給		
	することができる。		
	2 必要に応じて、諸謝金とは別に 2,000 円を限度に日当を支給すること		
	ができる。		